

## 誓 約 書

申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）は、東大阪市屋外広告物条例第 34 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請 (届出) 者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

### 東大阪市屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)

第 34 条の 4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 34 条の 2 の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 37 の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第 34 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが、第 37 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 37 条の 2 第 1 項又は第 37 条の 3 第 4 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員の中に第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 法 34 条の 2 第 1 項第 2 号の営業所ごとに第 36 条第 1 項の業務主任者を選任していない者

注) 誓約する者は、法人にあつてはその代表者であり、個人にあつては本人であること。